

開催日:平成20年12月18日

インターネット上の個人情報と人権擁護を求める意見書

一例として、平成20年8月から開始された「グーグル社ストリート・ビュー・サービス」と類似する町並み画像閲覧サービスは、プライバシー問題と人権侵害の視点から大きな社会問題となっている。

また、マスコミでも大きく報道された「グーグル・マップ・サービス」利用による「生徒名簿」、「高齢者福祉サービス受給者名簿」、「企業顧客名簿」などの流出問題とあわせ、住宅地の画像閲覧サービスは、高齢者世帯の詐欺事件に利用される懸念も大きいにもかかわらず、十分な対策もなされていない。

この種のサービスは、世界的にもスタートさせていない国がほとんどという状況の中で、地域安全・治安・防犯・人権擁護の観点から、市民への深刻な人権侵害が懸念される。

したがって、本市議会は、国会、政府及び関係機関に対し、下記の事項について強く要望する。

記

1. 当該サービスについては、国に寄せられた意見の実態調査を初め、現状把握に努めること。
2. インターネットを利用しない国民に、必要な広報活動と啓発活動を行うこと。
3. 住居専用地域の公開の適否については、国民の意見聴取の上、事業者に対する指導を行うこと。
4. 個人や住宅を撮影し、無断で公開する行為については、都道府県迷惑防止条例上の迷惑行為として加えることを検討すること。
5. 早期に法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高 槻 市 議 会